第４期江差町地域福祉計画

（平成２９年度～平成３３年度）

平成２９年３月

江 差 町

【 目 次 】

■第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１
１．計画策定の背景
２．「地域福祉」とは
３．「地域福祉計画」とは
４．「自助」「共助」「互助」「公助」の役割

第２節　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

第３節　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ６

■第２章　町の概況

第１節　人口・世帯の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ７
１．人口構成の状況
２．世帯構成の推移

第２節　支援が必要な人たちの状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８
１．高齢者の状況
２．障がい者の状況
３．子どもの状況
４．生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯の状況

第３節　地域資源の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１２
１．福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況
２．福祉活動に関わる人的資源の状況

■第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１５

第２節　計画の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１６

第３節　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１７

■第４章　取り組みと役割分担

第１節　利用しやすい“仕組みづくり”　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１８
１．情報提供の充実
２．相談支援の充実

第２節　安全・安心な“基盤づくり”　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２５
１．福祉サービスの充実
２．いのちを守る支援の充実

第３節　気軽に参加できる“環境づくり”　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３６
１．学ぶ機会の充実
２．地域での参加機会の充実

■第５章　計画の推進に向けて

第１節　協働による計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４２
１．住民の役割
２．地域の組織・団体の役割
３．福祉サービス事業者の役割
４．社会福祉協議会の役割
５．行政の役割

第２節　行政による計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４３

第３節　計画の進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４４

■資料編

江差町地域福祉計画策定委員会設置要綱

用語解説

■第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨と目的

１．計画策定の背景

人口の減少と少子高齢化の急速な進展、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模の縮小化の中で、家族で支え合う機能が弱くなっています。

また、一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろん高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しくなってきています。

江差町においても、このような地域社会の変化に対応していくため、地域住民をはじめ、ボランティアや各種団体、行政などがお互いに連携・協力して地域の活性化をめざしていく方向へと福祉のあり方を変えていかなければならなくなってきています。

江差町では、「だれもが 幸福を感じて暮らせる 地域づくり」の実現に向けて、平成２４年度から平成２８年度を計画期間とする「第３期江差町地域福祉計画」を策定しました。

第３期計画においては、「ともに支え合う地域づくり」「生きがいのある地域づくり」「安心して暮らせる地域づくり」の３本の柱を立て、それぞれの取り組みを推進してきました。

計画策定後から、国では災害対策基本法の改正、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策推進法、成年後見制度利用促進法の施行、「地域包括ケアシステム」を構築するための介護保険制度の大幅な改正、障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の施行、子ども・子育て支援新制度の本格実施等、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しつつあります。

このような動きも踏まえながら、江差町においても、高齢化や核家族化がさらに進むことも予想され、高齢者、障がい者、子育て世帯など、支援を必要としている町民だれもが住み慣れた地域で、安心して自立した生活がおくれるよう、地域全体で支える仕組みをつくり、地域福祉施策を推進するための基本的な方向性を示すため、「第４期江差町地域福祉計画」を策定します。

2.「地域福祉」とは

地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

社会福祉法（抜粋）

第１条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

■「地域福祉の推進」が「社会福祉の増進」のための方法の一つとして明記されています。
■「地域福祉」＝「福祉サービスの利用者の利益の保護」＋「地域における社会福祉」

第４条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「地域住民」
＋
「社会福祉を目的とする事業を経営する者」
＋
「社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティア等）」
＋
「公的機関」
＋
「社会福祉法人」

～　相互に協力・連携を図りながら、地域福祉を推進　～

第１０７条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

１．地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

２．地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

３．地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

３.「地域福祉計画」とは

地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。

社会福祉法第１０７条の規定に基づき「地域での支え合い、助け合いによる地域福祉」を推進していくことを目的として策定しています。

「江差町地域福祉計画」では、“地域での支え合い”や“助け合い”による福祉に関する取り組みを示します。地域福祉活動は、“住民の理解”と“協力”を求めながら進めるもので、住民の主体的な参画を“期待”し、行政機関等は、それらの地域福祉活動を支援していく体制を構築することが必要となります。住民一人ひとりの“役割”や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような“支援”を行っていくのかを明記し、「自助」「共助」「公助」の“視点”で整理することができます。

４.「自助」「共助」「互助」「公助」の役割

地域福祉活動を進めるにあたっては、“公的な福祉サービス”が整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ますます高まっています。

江差町は、公的な制度による福祉サービスの整備や、“自助・共助”を支援していくこと（公助）により、地域と“協働”しながら「地域福祉活動」を進めていきます。

福祉に関する支援を必要としている人に対し、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、隣近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係のなかでの“支え合い・助け合い（互助）の力”が今でも変わらず、欠かせないことです。

【　地域福祉の向上に向けた４つの助け　】

自助
個人や家族による支え合い・助け合い
（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助
身近な人間関係のなかでの自発的な支え合い・助け合い
（隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）

共助
地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政などが協働しながら、組織的に協力し合う支え合い・助け合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）

公助
保健・医療・福祉その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え

厚生労働省では、団塊の世代が７５歳以上となる平成３７年を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

この「地域包括ケアシステム」のなかで定義されている「自助」「互助」「共助」「公助」は、費用負担のあり方で区分しており、「公助」が税による公の負担であるのに対し、「共助」は、介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけられています。

一方、本計画での“４つの助け”は、上記に示すとおり、それぞれの助けの担い手やその立場による区分を基本的な考え方としました。

第２節　計画の位置づけ

「江差町地域福祉計画」は、第５次総合計画を上位計画とし、これまでに策定された「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「健康増進計画」「障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「教育推進計画」を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

「地域福祉計画」は、既存の各分野別の計画のように対象者が限定されるものではなく、全ての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画と位置づけられます。

「地域福祉“実践”計画」は、社会福祉協議会が策定するもので「地域福祉計画」と連携し、社会福祉協議会を中心に民間ですすめる地域福祉活動についての“具体的な事業”や“取り組み”を示す計画となります。

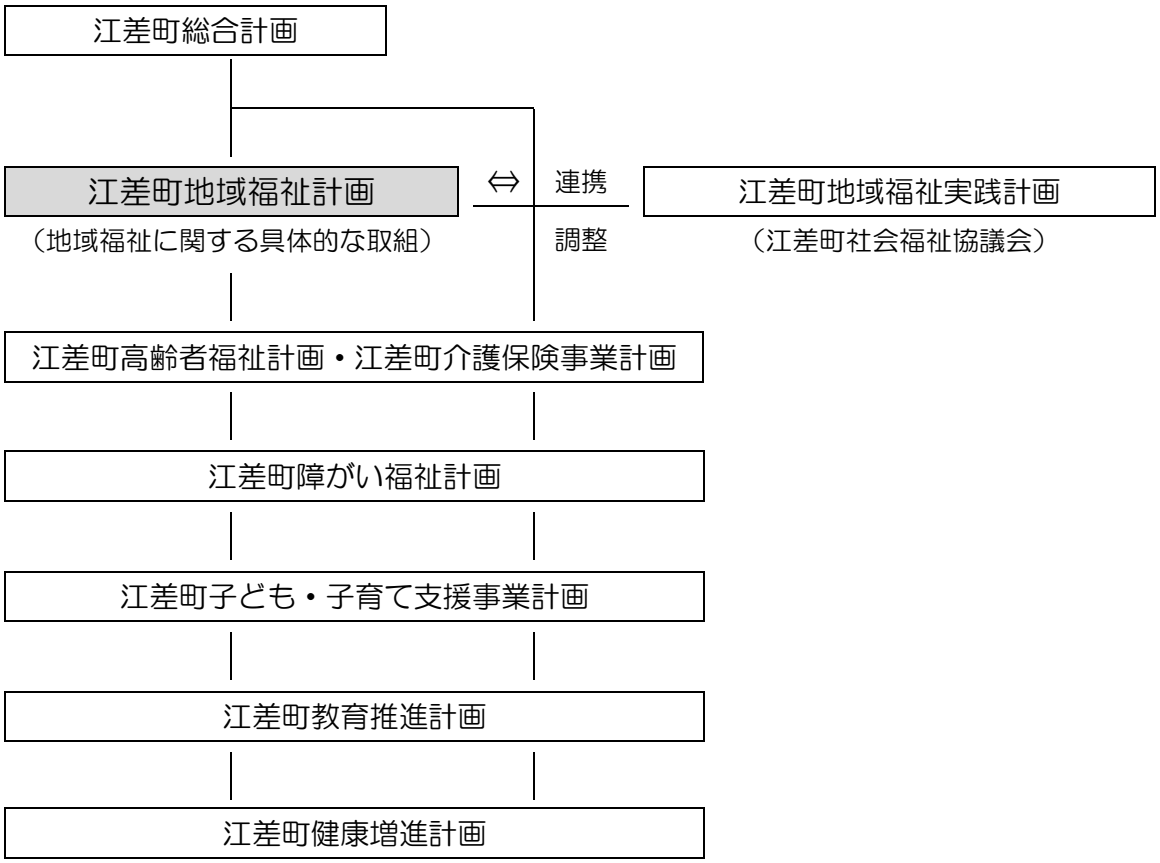

※「地域福祉実践計画」は、社会福祉法第１０９条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画となります。

第３節　計画の期間

「第４期江差町地域福祉計画」の期間は、平成２９年度から平成３３年度までの５年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

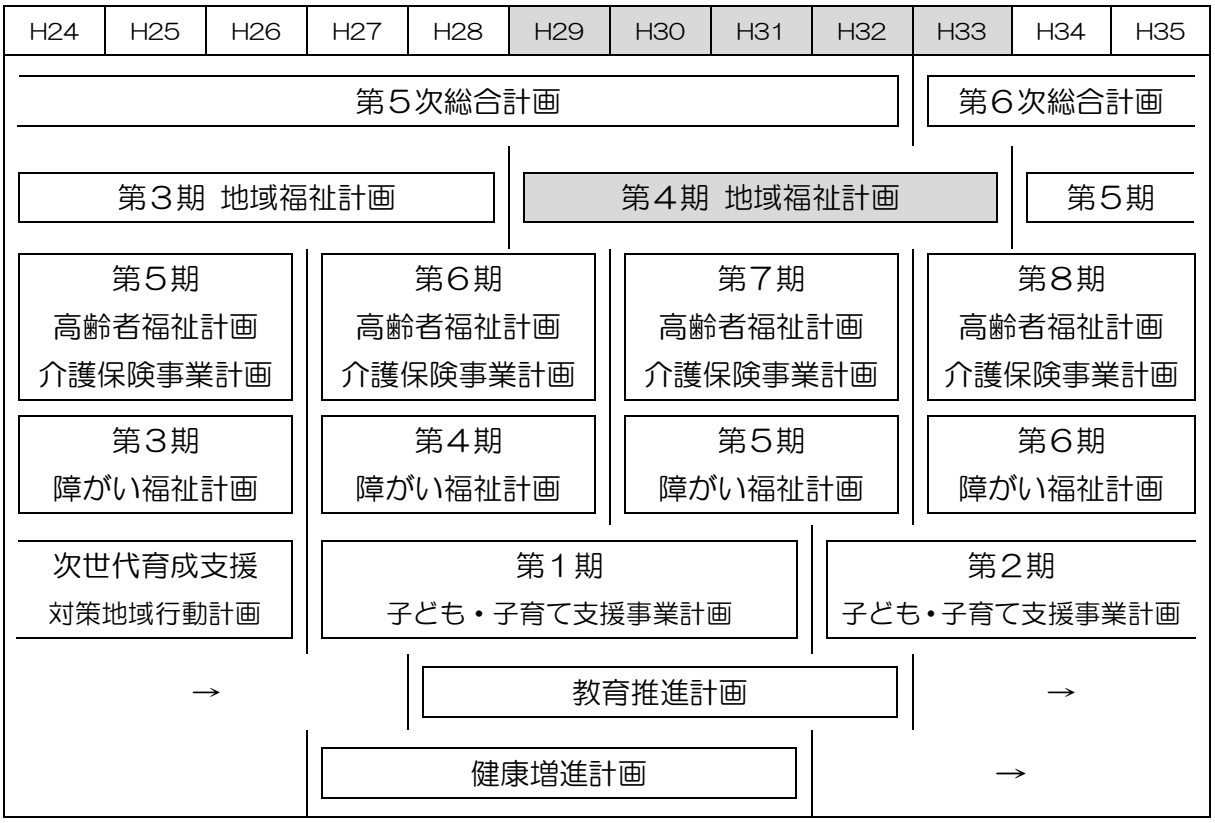

【個別計画（行政計画）】

□第６期高齢者福祉計画（平成２７年度～平成２９年度）
　根拠法令：老人福祉法

□第６期介護保険事業計画（平成２７年度～平成２９年度）
　根拠法令：介護保険法

□第４期障がい福祉計画（平成２７年度～平成２９年度）
　根拠法令：障害者総合支援法

□第１期子ども・子育て支援事業計画（平成２７年度～平成３１年度）
　根拠法令：子ども・子育て支援法

■第２章　町の概況

第１節　人口・世帯の状況

江差町の総人口は、平成１２年から平成２７年の１５年間で２，７１１人減少しました。

年齢３区分でみてみると、６５歳以上の高齢者人口は４５０人増加しているのに対し、０歳から１４歳までの年少人口は７２２人と一貫して減少しました。その結果、高齢者人口の総人口に占める割合（高齢化率）は３４％となり急速に少子高齢化が進行しました。

また、１５歳から６４歳までの生産年齢人口の総人口に占める割合についても５６％と２，４３９人減少しています。

１．人口構成の推移

（単位：人）

区　　分	H12	H17	H22	H27	H37
総人口	10,959	10,131	9,004	8,248	6,626
年少人口 （15 歳未満）	1,540 14%	1,285 13%	1,041 12%	818 10%	546 8%
生産年齢人口 （15～64 歳）	7,028 64%	6,167 61%	5,221 58%	4,589 56%	3,310 50%
高齢者人口 （65 歳以上）	2,391 22%	2,679 26%	2,742 30%	2,841 34%	2,770 42%

資料：国勢調査（総務省統計局）

H37：国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より

２．世帯構成の推移

（単位：世帯）

区　　分	H12	H17	H22	H27
世帯総数	4,523	4,291	3,968	3,752
うち、高齢者のみ	453	550	555	606
うち、高齢者ひとり暮らし	409	484	558	603
うち、ひとり親世帯	88	102	101	82

資料：国勢調査（総務省統計局）

第２節　支援が必要な人たちの状況

本節では、地域社会から孤立しがちな地域福祉の対象と思われる人たちの状況について整理します。

１．高齢者の状況

＜要介護（要支援）認定者数の推移＞

（単位：人）

項　目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
要介護５	71	70	69	79	76	78
要介護４	74	67	65	59	45	56
要介護３	102	80	94	91	118	100
要介護２	117	117	122	129	113	100
要介護１	74	106	106	123	139	111
要支援２	78	62	61	60	77	77
要支援１	24	33	33	39	35	51
合　　計	540	535	550	580	603	573
高齢者数（65 歳以上）	2,742	2,663	2,660	2,686	2,729	2,841
認 定 率	20%	20%	21%	22%	22%	20%

資料：介護保険総合データベース・住民基本台帳（各年３月３１日現在）

要介護認定者は、平成２２年度と平成２７年度を比較すると３３人増加しています。

要支援１、２及び要介護１を軽度とすると、平成２７年度の軽度者数は、２３９人となります。要介護認定者に占める割合の４１．７％で、約半数近くが軽度者となります。

２．障がい者の状況

本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第２条で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）およびその他の心身の機能の障がいがある人（難病患者など）で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

障がいのある人の状況として、統計的に把握できる障害者手帳所持者数を記載します。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

（単位：人）

区　　分		H23	H24	H25	H26	H27
合　　計		556	579	584	585	554
障がい程度別	１　級	178	179	179	186	171
	２　級	100	107	100	90	84
	３　級	78	79	81	85	83
	４　級	117	129	141	140	137
	５　級	44	45	46	48	48
	６　級	39	40	37	36	31
障がい種別	視覚障がい	39	39	38	36	34
	聴覚・平衡機能障がい	50	53	51	48	43
	音声・言語・そしゃく機能障がい	4	4	5	5	6
	肢体不自由・運動機能障がい	345	361	354	349	334
	内部障がい	117	122	136	147	137

資料：北海道檜山振興局保健環境部

障がい程度別でみてみると、最重度である身体障害者手帳１級が最も多く、次いで４級となっています。

平成２７年度では、身体障害者手帳１級の所持者と２級の所持者を合わせると２５５人で、全体の４６％を占め、重度の身体障害者手帳所持者が４割を超えました。障がい種別でみてみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成２７年度では３３４人で、全体の６０％を占めています。

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

（単位：人）

区　　分	H23	H24	H25	H26	H27
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	107	117	139	137	137

資料：北海道江差保健所（各年度３月31日現在）

＜療育手帳所持者数の推移＞

（単位：人）

区　　分		H23	H24	H25	H26	H27
合　　計		183	179	182	191	179
年代別	18 歳未満	18	15	19	24	21
	18 歳以上	165	164	163	167	158
	うち 65 歳以上		19	24	29	26
障がい程度別	A（重度）	86	89	89	91	83
	B（中・軽度）	97	90	93	100	96

資料：北海道檜山振興局保健環境部

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

（単位：人）

区　分	H23	H24	H25	H26	H27
合　計	41	40	37	43	35
1級	6	6	5	8	6
2級	21	21	21	20	20
3級	14	13	11	15	9

資料：北海道江差保健所

3. 生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯の状況

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞

（単位：世帯、人）

区　分	H23	H24	H25	H26	H27
受給世帯数	279	282	269	273	280
受給者数	432	426	398	391	397

資料：北海道檜山振興局保健環境部

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

（単位：人）

区　分	H23	H24	H25	H26	H27
受給者数	135	124	113	114	111

資料：北海道檜山振興局保健環境部

父母が離婚するなどして父親または母親の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、支給される児童扶養手当の受給者数については、減少傾向にあります。

４．子どもの状況

＜保育園児数・幼稚園児数の推移＞

（単位：人）

区　　分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
合　　計	164	159	161	155	167	156
保育園児　　０～５歳児	87	86	92	99	110	98
幼稚園児　　３～５歳児	77	73	69	56	57	58

＜児童数・生徒数の推移＞

（単位：人）

区　　分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
合　　計	659	604	585	574	550	521
小学生　　１年生	73	64	49	60	52	50
２年生	70	66	68	49	60	53
３年生	86	60	67	68	49	65
４年生	74	83	61	66	66	48
５年生	67	71	82	61	59	53
６年生	64	63	69	80	57	60
小　　計	434	407	396	384	343	329
中学生　　１年生	64	59	66	69	74	51
２年生	79	62	58	64	70	71
３年生	82	76	65	57	63	70
小　　計	225	197	189	190	207	192

資料：学校教育課（各年５月１日現在）

第３節　地域資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどに関わる施設・事業所や人的な資源について整理します。

１．福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況

江差町内に所在する「高齢者福祉・介護分野」「障がい福祉分野」「児童福祉・子育て支援分野」の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、次のとおりです。

＜高齢者福祉・介護分野＞

施設・事業所	個所数
養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
介護老人保健施設（老人保健施設）	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	3
訪問看護事業所	3
通所介護（デイサービス）事業所	3
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	2
居宅介護支援事業所	5
地域包括支援センター	1

資料：健康推進課（平成２８年３月３１日現在）

＜障がい福祉分野＞

施設・事業所	個所数
施設入所支援	1
短期入所（ショートステイ）	1
共同生活援助（グループホーム）事業所	4
居宅介護事業所	3
重度訪問介護事業所	3
生活介護事業所	6
就労継続支援（Ｂ型）事業所	4
相談支援事業所	1

（平成２８年３月３１日現在）

＜児童福祉・子育て支援分野＞

施設・事業所	個所数
保育所（園）	３
院内保育所	１
幼稚園	２
小学校	３
中学校	２
子育て支援センター	１
学童保育所	３
子育てサークル	３
保健センター	１

（平成２８年３月３１日現在）

２．福祉活動に関わる人的資源の状況

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ北海道知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。

任期は３年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、次のとおりです。

・住民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談、助言、援助を行うこと。
・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
・社会福祉事業者または社会福祉活動に従事する者と連携し、その事業または活動を支援すること（福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること）。

江差町では、３３名の民生委員・児童委員（うち主任児童委員２名）が活動しています。

【障がい者相談員】

障がい者相談員は、障がい（身体・知的・精神）をお持ちの方または家族の方々の相談に応じ、必要な指導、助言をしていただくことを目的に江差町が委嘱します。

任期は２年で、身体障がい者相談員１名、知的障がい者相談員１名、精神障がい者相談員１名が活動しています。

また、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の２名は、地域相談員として北海道知事から委嘱を受けています。

【町内会・自治会】

江差町内には、３２の町内会・自治会があります。活動内容はそれぞれの組織によって異なりますが、住民相互の親睦を深めることのほか、より良い地域づくりのために地域の課題解決に向けた取り組み等を行っています。

＜町内会・自治会会員数の推移＞

（単位：人）

年　度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
世帯数	3,299	3,135	3,182	3,171	3,114	3,073

資料：江差町町内会連合会（各年４月１日現在）

【老人クラブ】

江差町内には、２４の老人クラブがあります。クラブ活動を通じて高齢者の健康づくり、生きがい交流活動等の取り組みを行っています。

＜老人クラブ会員数の推移＞

（単位：人）

年　度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
会員数	631	636	604	587	582	553

資料：江差町老人クラブ連合会（各年４月１日現在）

【高齢者事業団】

概ね６０歳以上の方で、豊かな経験と能力を活かし、臨時的・短期的な仕事をすることで、生きがいや地域社会への参加を目的に活動しています。

会員数：３５人（平成２８年４月現在）

■第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念

江差町においては、少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。

地域においても、厳しい社会経済状況の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となって様々な課題が生じています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や障がいのある方、子どもたちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成する一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、お互いに思いやり、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となります。

特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切となります。

本計画では、第３期江差町地域福祉計画を継承し、さらなる取り組みの充実を図ることで、町民をはじめ、町内会・自治会などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所などが、協働することにより、すべての町民がともに支え合い、安心して暮らせる地域づくりの実現をめざします。

そこで、本計画の策定にあたっては、

「だれもが　ともに支え合う　住みよい地域づくり」

を基本理念とします。

第２節　計画の基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の３つの柱を設定します。

１．利用しやすい“仕組みづくり”

だれもが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域づくりをめざします。そのためには、福祉サービスに関する情報の提供、相談支援体制の充実、福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを推進します。

２．安全・安心な“基盤づくり”

だれもが安心して安全に暮らせる地域づくりをめざします。そのためには、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らし続ける基盤づくりを推進します。

３．気軽に参加できる“環境づくり”

だれもが気軽に地域福祉活動に参加できる地域づくりをめざします。そのためには、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、参加しやすい環境づくりを推進します。

第３節　計画の体系

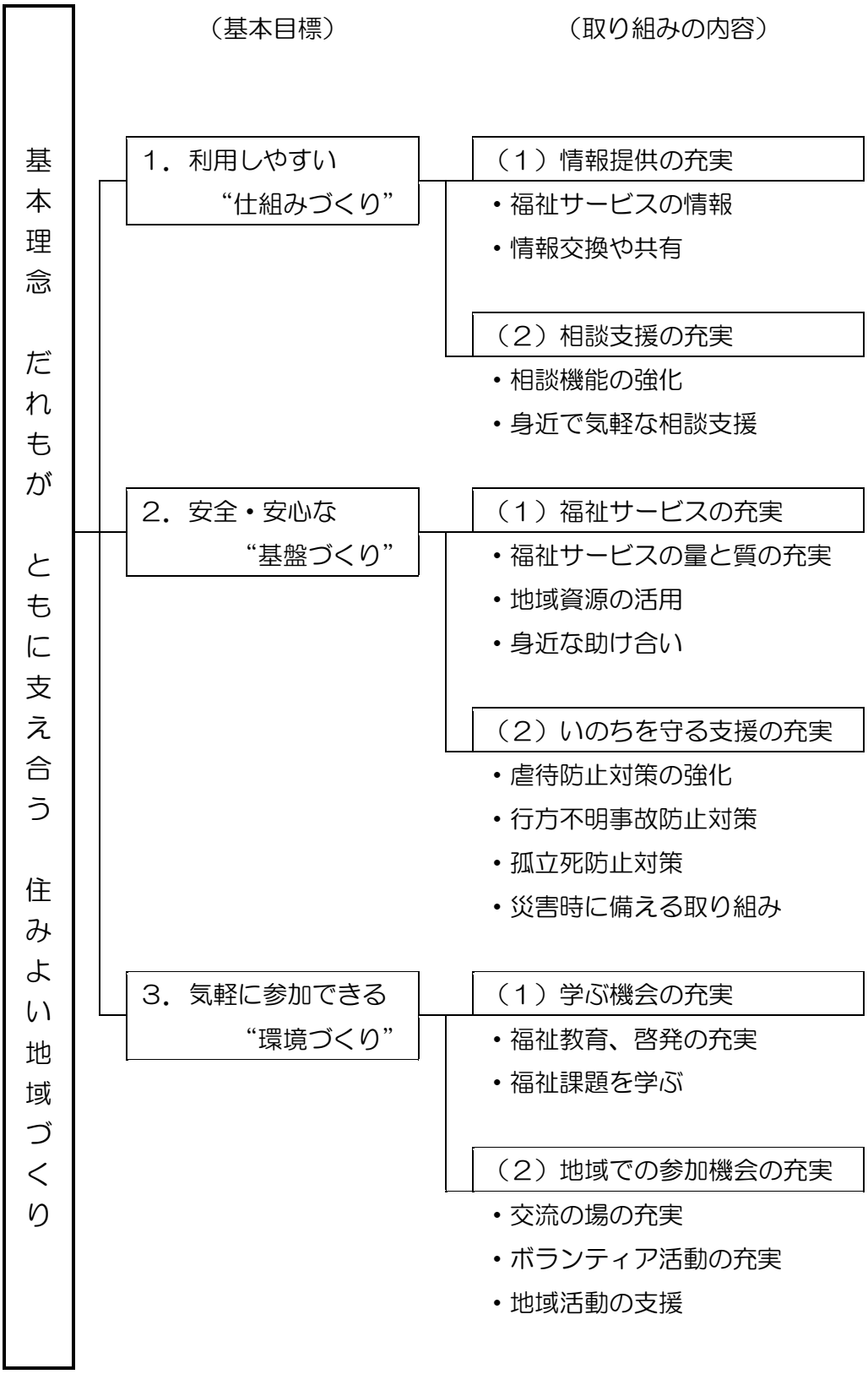
基本理念　だれもが　ともに支え合う　住みよい地域づくり
（基本目標）
（取り組みの内容）
１．利用しやすい“仕組みづくり”
（１）情報提供の充実
・福祉サービスの情報
・情報交換や共有
（２）相談支援の充実
・相談機能の強化
・身近で気軽な相談支援
２．安全・安心な“基盤づくり”
（１）福祉サービスの充実
・福祉サービスの量と質の充実
・地域資源の活用
・身近な助け合い
（２）いのちを守る支援の充実
・虐待防止対策の強化
・行方不明事故防止対策
・孤立死防止対策
・災害時に備える取り組み
３．気軽に参加できる“環境づくり”
（１）学ぶ機会の充実
・福祉教育、啓発の充実
・福祉課題を学ぶ
（２）地域での参加機会の充実
・交流の場の充実
・ボランティア活動の充実
・地域活動の支援

■第４章　取り組みと役割分担

第１節　福祉サービスを利用しやすい“仕組みづくり”

１．情報提供の充実

（１）福祉サービスの情報

【現状と課題】

福祉サービスに関する制度については、多様化する福祉課題の解決に向けた関連法令の制定や改正により、福祉サービスの創設や変更が目まぐるしく実施されています。

福祉サービスを必要としている人たちが、適正にサービスの利用につなげていくためにも、相談先も含め、福祉サービスに関する情報を丁寧にお知らせしていくことが重要となります。

【取組の方針】

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手困難な方へのきめ細かな配慮など、分かりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●広報やパンフレットなどをよく読み、福祉サービスに関する理解を心がけます。

●必要な福祉サービスの情報を周囲に求めます。

●福祉サービスに関する説明会などに参加するよう心がけます。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■回覧板などを活用して、必要な福祉サービスの情報を伝えます。

■福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。

■福祉サービスに関する説明会などを地域で開催します。

■地域の組織や団体、民生委員・児童委員などによる相談支援活動に努め、福祉サービスの情報提供の機会として活用します。

■民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。

■ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、必要な福祉サービスなどに関する情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆広報「えさし」やホームページなどを活用し、福祉サービスの情報提供の充実を図ります。

◆福祉サービスの利用手続きなどを分かりやすくまとめたパンフレットなどを作成し、対象となる方に配布するよう努めます。また、文字を大きくしたりするなど、情報の受け手の特性に合わせた情報提供の充実を図ります。

◆地域の組織や団体、保育所、幼稚園、小中学校などを通じ、さまざまな機会を活用して、福祉サービスや制度の浸透に努めます。

◆地域包括支援センターなど、福祉サービスに関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口を周知します。

◆民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。

◆福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につながるよう十分に配慮します。

◆情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある方には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。

（個別福祉分野の協議会やネットワークを活用）

（2）情報交換や共有

【現状と課題】

地域において、支援が必要な人たちに関する情報を把握し共有していくことが重要です。

・認知症を抱える人たちのことを把握
・災害時等に支援が必要な人たちの状況を把握　等

【取組の方針】

地域において、住民が知り、理解しておくことが大切となる情報の交換や共有化とともに、見守り活動などの充実を図っていくうえで重要となる情報を共有していくための取り組みを推進します。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●広報やパンフレットなどに目を通すよう心がけます。

●広報やパンフレットなどの内容について、家族で話し合います。

●地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけます。

●自分や家族の情報は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場などに参加するよう心がけます。

■自分や家族の情報や緊急時の連絡先などは、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所の人たちと伝え合うよう心がけます。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■住民が知り、理解しておくことが大切となる情報については、地域においてきちんと共有しておくために、方法を工夫しながら伝達していきます。

■地域での集まりや地域活動の行事を通じて、個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るよう努めます。

■高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある方など、支援が必要な人たちに対する見守りなどを充実させるため、民生委員・児童委員や町内会・自治会などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化を図ります。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆各地域の活動や福祉活動、地域資源について集約するとともに、それらの状況についての情報提供に努めます。

◆町内会や自治会、民生委員・児童委員などと支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて、検討していきます。

２．相談支援の充実

（１）相談機能の強化

【現状と課題】

福祉サービスを必要とする人たちに対し、丁寧な関わりを持ちながら相談支援を行い、福祉サービスの利用につないでいく取り組みを充実させていくことが重要となります。

【取組の方針】

各関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人のさまざまなニーズを適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、きめ細かな相談窓口での対応を推進するなど相談機能の強化を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●困っているときには、悩みをひとりで抱え込まず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。

●家族が悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけます。

●広報やパンフレット、ホームページなどを利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■隣近所の人が福祉や介護などのことで悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■生活上での不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には各種相談窓口へつなぎます。

■福祉サービス事業者は、相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを紹介し、相談者の自己選択・自己決定（意志決定）を促す相談支援を実践します。

■役場での相談をすすめるときには、具体的な相談窓口を含め、丁寧に説明するとともに、可能な範囲で説明内容を記述したものを手渡すようにします。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため各種相談窓口をコンパクトに整理しながら周知を図ります。

◆担当する相談窓口が複数個所にまたがるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じて同行しながら支援します。

◆相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを紹介し、相談者の自己選択・自己決定（意志決定）を促す相談支援を実践します。

◆相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら問題の解決に努めます。

◆相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実し、各種関係機関や団体との情報交換や連携を図ります。

（2）身近で気軽な相談支援

【現状と課題】

だれもが気軽に相談できるよう、相談支援が身近に感じられるような取り組みが必要となります。

【取組の方針】

民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、住民の身近な相談相手や気軽な相談窓口になるよう、地域における相談支援活動を推進するとともに、地域包括支援センターや子育て支援センターなどが住民にとってより身近なものとなるよう、機能を充実させていきます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●家族や親せきとのつき合いを大切にします。

●困っているときには、悩みをひとりで抱え込まず、地域において相談支援に携わる人たちなどに相談します。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■近所づき合いを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。

■隣近所の人が悩みを抱え込んでいたら、民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人に気軽に話をしてみるよう声をかけ合います。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■相談活動に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について、住民に知らせるよう心がけます。

■相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。

■相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。

■相談活動に携わる人たちは、生活上での困りごとについて把握し、対応困難事例などの専門的な支援の必要性が確認できた場合には、各種相談窓口へつなぎます。

■ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって身近で、かつ専門性の高い相談相手となるよう、その充実に努めます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、相談支援に携わる人たちのことをコンパクトに整理し、周知します。

◆地域包括支援センターなどを相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。

◆相談支援に携わる人たちの研修の機会を設け、質の向上を図ります。

■地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能をより充実させていくための取り組みを推進します。

【包括的支援事業】

□介護予防ケアマネジメント業務　　□総合相談支援業務
□包括的、継続的ケアマネジメント業務　　□地域ケア会議の充実
□在宅医療、介護連携の推進

＊地域包括支援センター：保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員が、総合的、包括的な支援・援助にあたる。地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う地域包括ケアシステムの中核機関でもある。

第２節　安全で安心な暮らしを支える“基盤づくり”

１．福祉サービスの充実

（１）福祉サービスの量と質の充実

【現状と課題】

住んでいる地域において、安心して暮らしていくため、公的な制度による福祉サービスの充実、地域における福祉や介護のサービス提供について、それぞれの個別計画（行政計画）に基づき、サービスの不足やそのことによる不安をできる限り解消、生活に困窮している方や世帯に対する支援の充実、家族介護者などの休息を確保するための支援や外出のための支援等が必要とされています。

＊個別計画（行政計画）
（高齢者福祉・介護分野）高齢者福祉計画・介護保険事業計画
（障がい者福祉分野）障がい福祉計画
（児童福祉・子育て支援分野）子ども・子育て支援事業計画

【取組の方針】

法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする住民に対し、適切に福祉サービスを提供できる体制づくりを推進します。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●福祉サービスを利用する際、分からないことはきちんと確認をします。

●成年後見制度や日常生活自立支援事業などの福祉サービスについての知識を身につけ、必要に応じて活用するよう心がけます。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域での行事などに、お互いに参加し合い、交流を深めながら、地域との信頼関係を築きます。

■福祉サービス事業所は、利用者の利益を最優先に考えた福祉サービスを提供し、その質の向上に努めます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆各種福祉・介護分野の行政計画を推進することにより、福祉サービスの質や量の充実を図ります。

◆住民の福祉や介護のニーズに対応していくため、近隣町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。

◆福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。

◆福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりを推進します。

◆福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域包括支援センターなどのさらなる機能充実を図ります。

◆支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、子育て支援センターなどのさらなる機能充実を図ります。

◆各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。

◆低所得者などの生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援を推進していきます。

◆福祉バスの運行にあたっては、高齢者をはじめ、住民の福祉活動の促進と社会参加の充実を図ります。

◆福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。

◆成年後見制度や日常生活自立支援事業について、分かりやすく周知・啓発し、活用の促進に努めます。

（2）地域資源の活用

【現状と課題】

福祉のあり方として、地域における助け合い、支え合いによる地域福祉の推進が必要とされています。ひとり暮らしの高齢者や日中ひとりになってしまう高齢者など、地域との関わりが希薄になり、孤立しがちになってしまう人たちを見守っていく支援が大切です。

【取組の方針】

地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動を推進します。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●地域における見守り活動や相談支援活動についての趣旨を理解し、可能な限り協力します。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■隣近所で気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、地域における見守り活動や相談支援活動と協力し合います。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブなどが、それぞれの特徴を活かしながら、お互いに連携を図り支援を必要とする人たちの見守り活動や相談支援活動をすすめます。

■日常生活上の困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族に気がついたときには、行政機関へ連絡します。

■事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。

■地域における福祉活動のさらなる充実を図っていくため、福祉活動の協力者の確保に努めるとともに、民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられないよう検討をすすめます。

■福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆地域における福祉活動を推進する際に課題となっている個人情報の取り扱いについて、混乱の是正を図るための検討（ルールづくり等）をすすめます。

◆民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブなどの連携により実施する見守り活動や相談支援活動の充実に向けた取り組みを支援します。

◆福祉施策に協働できる団体等の育成に努めます。

◆事業者と締結しているひとり暮らしの高齢者などの見守り活動に関する協定書に基づき、行っている見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう、関係者間での検討、調整を行います。

（３）身近な助け合い

【現状と課題】

近所づき合いの希薄化に伴い、身近な隣近所の人同士による助け合いが少なくなり、ひとりでは解消や解決が難しい場合もあります。隣近所同士などの身近なつき合いの中での「互助」による助け合いが求められています。

【取組の方針】

隣近所の人たちや地域の人たちとの関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活するだれもが、地域社会において孤立することなく、安全で安心な暮らしとなることをめざします。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●自分一人でできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。

●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●家を空けるときは声をかけるなど、近所づき合いを大切にします。

●地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけます。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

■困りごとが生じた場合には、隣近所の人同士で、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。

■ごみ出し、買い物や通院などの外出など、日常生活のちょっとしたことが十分にできず、困難を抱えている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

2．いのちを守る支援の充実

（1）虐待防止対策の強化

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待を防止していくためには、地域での見守りとともに、介護疲れや育児不安などを抱える人たちに寄り添いながら、丁寧な相談支援をすすめていくことが重要です。

【取組の方針】

高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待の早期発見や防止対策として、通報先や相談の体制を整え、いのちを守る支援を推進します。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待問題についての理解を深めます。

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域での集まりや行事、保育所や幼稚園、小・中学校での保護者会などの機会を活用しながら、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。

■高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待を防止するため、気になる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと隣近所の人たちが協力しながら、声かけや見守りをすすめます。

■高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待、若しくは虐待と思われる様子に気がついたときには、役場や警察、児童相談所へ、速やかに連絡します。

■福祉サービス事業者は、福祉サービスの質の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みをすすめます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。

◆虐待問題に対応する連絡や相談の窓口の周知と機能充実を図ります。

◆地域からの虐待に関する連絡や相談に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。

◆福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みをすすめるよう啓発します。

◆高齢者虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります。

◆児童虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります。

（２）行方不明事故防止対策の取り組み

【現状と課題】

認知症高齢者などの行方不明事故を防止するためには、地域の人たちの理解と協力による取り組みが大切です。

【取組の方針】

認知症高齢者などの行方不明などの事故防止対策を推進するため、見守り体制の充実と強化を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●認知症高齢者などの徘徊や行方不明事故などの問題についての理解を深めます。

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●家族に関する情報について、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■認知症を抱える人のことについて隣近所の人たちの間で理解し、お互いに協力し合います。

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域での集まりや行事などの中で、介護や認知症について学ぶ機会をつくります。

■認知症サポーター養成講座に参加するなど、地域における認知症に関する啓発活動に協力します。

■事業者は、配達などの外回りの業務時に、行動が気になる高齢者などに気がついたときには、役場や警察などに通報するよう努めます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆認知症サポーター養成講座の開催に取り組みます。

◆徘徊している認知症高齢者などへの声かけや発見した時の情報伝達などを地域と協力しながら、早期に発見する仕組みなどについて、検討をすすめます。

（３）孤立死の防止対策等の取り組み

【現状と課題】

高齢者などの孤立死を防止するためには、地域の人たちの理解と協力による取り組みが必要となります。

【取組の方針】

高齢者などの孤立死防止対策を推進するため、見守り体制の充実と強化を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●家族に関する情報について、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■事業者は、配達などの外回りの業務時に、行動が気になる高齢者などに気がついたときには、役場や警察などに通報するよう努めます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆町内すべての高齢者世帯を対象に、見守りネットワーク体制を構築するとともに生活困窮等により孤立死に至る恐れのある世帯を早期に発見し、未然に防止するよう努めます。

◆生活困窮等により孤立死に至る恐れのある世帯に対し、そのような状況に至った要因である生活課題を解消するための福祉サービスの提供や、以降の定期的な見守り体制を構築します。

（4）災害時に備える取り組み

【現状と課題】

東日本大震災により、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時の迅速な要援護者への支援等の重要性が改めて認識されました。

災害発生時の避難行動を円滑にすすめるためには、避難行動の支援が必要となる人たちのことに関心を持ち、その実態などをきちんと把握し、得られた情報を地域で共有しておくこととともに、支援の役割分担の明確化や、それに基づく避難訓練などに取り組んでいくことが大切です。

【取組の方針】

災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を推進し、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきます。

●避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。

●地域での防災や減災に関する取り組みに積極的に参加します。

＊身近なつながりで取り組むこと「互助」

■災害発生時には、隣近所の助け合いが重要となるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。

■自主防災組織活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えます。

■災害発生時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆避難場所や危険箇所などについて周知します。

◆自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。

◆住民の防災意識を高めるよう、防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。

◆避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。

＜避難行動要支援者数＞　（平成 29 年２月現在）

区　分	対象者数
① 要介護 2～5 認定者（施設入所者除く）	162 人
② 身体障害者手帳 1、2 級所持者	62 人
③ 療育手帳（A判定）所持者	8 人
④ 精神保健福祉手帳（1、2）所持者	25 人
家庭用緊急通報機器設置者（①～④を除く）	46 人
合　計	303 人

災害対策基本法第 49 条の 10、地域防災計画

＊避難行動要支援者名簿：平成２５年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が規定されました。

災害対策基本法（抜粋）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第４９条の１０　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第１項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

２　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（１）氏名

（２）生年月日

（３）性別

（４）住所又は居所

（５）電話番号その他の連絡先

（６）避難支援等を必要とする事由

（７）前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

３　市町村長は、第１項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

４　市町村長は、第１項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

第３節　気軽に参加できる“環境づくり”

１．学ぶ機会の充実

（１）福祉教育・啓発の充実

【現状と課題】

だれもが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざすためには、支援が必要な人たちに対する関心度を高めるとともに、理解を深めていくことが重要となります。

【取組の方針】

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、だれもが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会などの充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●人権や福祉の課題について理解を深めます。

●人権や福祉教育に関する学習会などへ積極的に参加します。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉教育に関する学習会などに取り組みます。

■子どもや親子を対象とした学びの場の充実を図っていきます。

■学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達の工夫に努めます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆幼少期からの教育が重要との観点から、特に、子どもや親子を対象とした学びの場の充実を図っていきます。

◆各課係などで開催を予定している講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。

（2）福祉課題を学ぶ

【現状と課題】

福祉の制度やサービスとともに、知る機会が少ない身近な生活上の福祉課題などを学んでいくことが大切です。

【取組の方針】

福祉や介護の制度やサービス、認知症の理解、障がいや障がいのある人の理解、子育て不安の解消、虐待問題についての対応など、知る機会が少ない身近な福祉問題にかかわる課題や対策などを学ぶ場や機会の充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●高齢者や障がいのある人、子どもの課題について理解を深めます。

●高齢者や障がいのある人、子どもたちとふれあう機会をつくります。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域での集まりや地域活動、行事などの中で、福祉や介護の制度、サービスについて学ぶ機会をつくります。

■保育所や幼稚園、小・中学校は、児童・生徒のみならず、保護者等を含め、認知症の理解、障がいや障がいのある人の理解、子育て不安の解消など、知る機会が少ない身近な福祉問題に関わる課題や対策などに関して学ぶ機会を企画し、提供に努めます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆多くの住民が興味関心を持つ福祉や介護をテーマとした講演会や出前講座などを実施し、身近な福祉問題などについての理解を深める取り組みをすすめます。

２．地域での参加機会の充実

（１）交流の場の充実

【現状と課題】

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すための場や機会の充実を図っていくことが重要です。

【取組の方針】

社会参加を促すため、地域において孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。

●自分や家族が興味や関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、積極的に参加するよう心がけます。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域にある集会所などを活用して、身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けます。

■高齢者と子育て家族など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場の充実を図ります。

■高齢者の持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場を設け、充実を図ります。

■子育て中の親や子どもたちが交流できる子育てサークルなどを設け、充実を図ります。

■放課後や長期休暇中、子ども同士でともに遊んだり、学んだりできる交流の場を、地域にある集会所などを活用した身近なところに設けます。

■福祉サービス事業所などと協力しながら、障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる交流の場を設け、充実を図ります。

■家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、また、休息が取れるような交流の場を設け、充実を図ります。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆地域で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。

（2）ボランティア活動の充実

【現状と課題】

ボランティア活動への参加を促す取り組みの充実を図っていくことが重要となります。

【取組の方針】

社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。

●趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域の行事などを通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。

■団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。

■ボランティア活動に取り組めるよう地域集会所などを活用します。

■地域活動の充実のため、ボランティア団体の活用をすすめます。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。

◆ボランティア活動に活用できるよう、老人福祉センターやコミュニティセンター、ふれあいセンターなどを広く開放します。

（３）地域活動の支援

【現状と課題】

地域活動の活性化を図っていくとともに、地域での活動や行事については、社会参加の機会としても大切であることから、だれもが気軽に参加することができるよう工夫していくことも大切です。

【取組の方針】

社会参加の機会として、町内会や自治会、地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、だれもが気軽に参加することができる地域活動の充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと「自助」

●町内会や自治会、老人クラブ、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。

●地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。

●子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。

＊地域のみんなが取り組むこと「共助」

■地域の行事などを通じて、地域活動に参加しやすいきっかけづくりをすすめます。

■町内会や自治会など地域で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。

■地域の活動や行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいの有無に関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。

■誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みをすすめます。

■転入されてきた世帯などに対して、地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。

■町内会や自治会内、小学校区内の各種団体間で交流を深め、連携を強化することで、それぞれの団体活動の活性化を図ります。

＊行政が取り組むこと「公助」

◆地域活動向けの学習会や研修などの充実を図ります。

◆町内会や自治会など、地域で行われている活動の支援に努めます。

◆町内会や自治会など、加入の促進と加入の継続のために必要な対策を地域と連携して推進します。

■第５章　計画の推進に向けて

第１節　協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する町内会・自治会、老人クラブなどの団体、福祉や介護のサービス事業者・関係機関等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

１．住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

２．地域の組織、団体の役割

町内会・自治会、民生児童委員協議会などは、これまでの活動実績からみても 、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域組織の団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけではなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動をすすめていくことが期待されます。

３．福祉サービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、福祉サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たな福祉サービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

４．社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するにあたって、江差町社会福祉協議会との連携は欠かせません。

社会福祉協議会の主な活動は、地域の実態やニーズの把握、支援が必要な住民の把握と困難事例への対応、地域支援コーディネート等となっています。

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立った福祉サービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

今後、「地域福祉実践（活動）計画」の実施に向けた取り組みをすすめていくことが、これからますます重要になってきます。

５．行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。

それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、町の特性に配慮した福祉施策の推進に努めることが期待されています。

第２節　行政による計画の推進

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくためには、各関係機関等との連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は、各施策の進捗状況を把握し、庁内担当部署との連携を図りながら、計画及び施策の推進に努めます。

地域福祉を推進するためには、町民（地域）、関係団体や事業所、町社協、町がそれぞれの特徴やできることを活かし、それぞれの役割を果たしながら互いに連携を図ることが必要とされます。

本計画の進捗状況を踏まえ、地域福祉課題の把握と計画の推進につなげます。

また、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけ、制度のすき間にある福祉課題を解決する機能の向上を支援します。

第３節　計画の進行管理

本計画を推進していくために、ＰＤＣＡサイクル［Ｐｌａｎ（計画）、Ｄｏ（実行）、Ｃｈｅｃｋ（点検・評価）、Ａｃｔｉｏｎ（見直し・改善）］の理念を活用し、計画の実施状況の点検や評価を行い、必要な場合には、取り組みの内容の見直しを行っていきます。

具体的には、地域福祉計画に掲げた取り組みの推進に資するかどうかの観点から各保健・福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取り組みについての検討等を行っていきます。

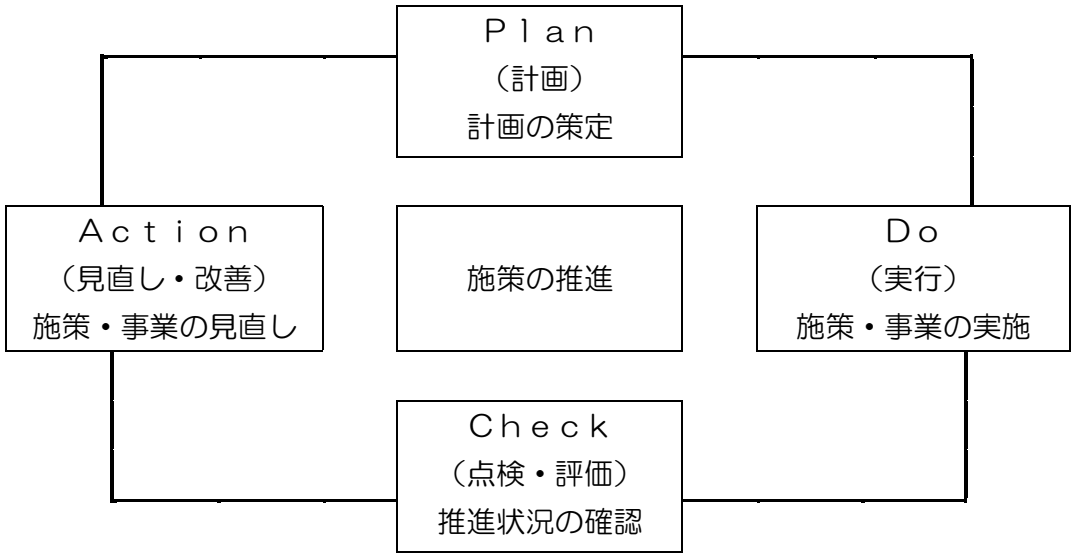

ＰＤＣＡサイクル（計画 → 実行 → 評価 → 改善）

■ 資料編

江差町地域福祉計画策定委員会設置要綱

用語解説

江差町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成２３年１０月３１日
要綱第９号
改正　平成２８年９月３０日告示第８４号
改正　平成２９年３月２８日告示第２１号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき、江差町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、江差町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

（１）　計画の策定、又は変更に関すること。

（２）　計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。

（３）　総合的な地域福祉の推進に関すること。

（４）　その他計画の策定等に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１０名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　社会福祉事業の実施に関係のある者

（２）　社会福祉関係団体の代表者

（３）　民生委員児童委員

（４）　教育に関係のある者

（５）　関係行政機関の職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長はその議長となる。

２　委員会の議事は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

４　委員会は、会議に運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、地域福祉に関する事項を所管する課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月３１日から施行する。

附　則

この告示は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

【開催日】

第１回計画策定委員会　　平成２８年１２月２２日（木）

第２回計画策定委員会　　平成２９年　１月２４日（火）

第３回計画策定委員会　　平成２９年　２月２８日（火）

第４回計画策定委員会　　平成２９年　３月２８日（火）

【用語解説】

（５０音順）

用　語	解　説
アセスメントツール	発達障がいを早期に発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。
ＮＰＯ法人	特定非営利活動法人の略称。法人格を得た利益の再配分を行わない、非営利でのボランティア活動や社会貢献活動に取り組む住民組織・団体のこと。その活動分野としては保健福祉の推進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力等の多方面にわたる。
介護保険制度	介護を必要とする高齢者が急増する中、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支える社会保障制度。保険者は市町村であり、６５歳以上の人を第１号被保険者、４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者を第２号被保険者という。
介護予防	介護が必要な状態にならないように、また、介護を受けている（要支援・要介護）状態を悪化させることなく、いつまでも元気でいきいきとした生活が送れるようにすること。
介護療養型医療施設	介護保険法に基づく、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う施設。
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	介護保険法に基づく、６５歳以上の人であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。
介護老人保健施設 （老人保健施設）	介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理のもとにおける機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。
学習障がい	全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみがとりわけ難しい状態。
学童保育所	労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う施設。
キャラバンメイト	認知症の人を地域で支えるまちづくりをすすめるため、認知症の人と家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するため実施する地域や職場などを対象とした養成講座の講師役を務める人。
救護施設	生活保護法第３８条に基づき、設置されている身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこと目的とした施設。

（５０音順）

用　語	解　説
協議体	地域で必要とされながら不足している活動・サービスや担い手を地域でつくり出したり増やしたりするために、専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進める場。
協働	住民・行政・企業・市民団体など様々な主体が、対等な立場で参画、かつ、連携し、地域の課題解決など共通の目的に向け、まちづくりを進めること。
共同生活援助 （グループホーム）	障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。
居宅介護	障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。
居宅介護支援	介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。
グループホーム	少人数の入所者が、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。
ケアマネジメント	援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。
傾聴ボランティア	高齢者や大震災の被災者など、悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで相手の心のケアをする活動。原則的に問題解決のためのアドバイスなどは行わない。
軽費老人ホーム （ケアハウス）	入居者の生活や心身機能の特性を考慮した住宅と、食事・入浴といった生活サービスの提供を考慮した福祉の機能をあわせ持った施設で、老人福祉法で定める老人福祉施設の一つ。
権利擁護	意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されること。
高次脳機能障がい	病気や事故などの様々な原因で脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障がいがおきた状態。
合理的配慮	障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで、妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと。

（５０音順）

用　語	解　説
高齢化率	全人口に占める 65 歳以上の人の割合。
国勢調査	国勢統計を作成するために「日本に居住している全ての人及び世帯」を対象として５年おきに実施される国の最も重要かつ基本的な統計調査。
個人情報	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。
子育て支援センター	育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。
子どもの貧困	子どもの貧困とは１８歳未満で貧困線（世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない境界線）を下回る子どもの存在及び生活状況を言う。
個別避難支援計画	避難行動要支援者名簿登載者で、同意を得たものについて、個別に災害時等の避難について定める計画。
災害ボランティアセンター	主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受け入れ、整理、調整など、ボランティア活動を効率よくすすめるための組織。
在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関。
サロン	お互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。
施設入所支援	障害者総合支援法に基づく、施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービス。
児童相談所	１８歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能をあわせ持つ相談援助活動を行う機関。

（５０音順）

用　語	解　説
児童扶養手当	父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される手当。
市民後見人制度	「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた良質の第三者後見人等」を活用する制度。
社会的障壁	障がいがある人が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切の社会的なものを指します。
社会福祉協議会（社協）	社会福祉法により、地域福祉の推進の中心的な担い手として位置づけられる公共性・公益性の高い民間社会福祉団体。各市町村には市町村社会福祉協議会が、都道府県には都道府県社会福祉協議会が設置されており、地域における民間社会福祉活動を推進するとともに、地域住民の生活課題の解決のため、さまざまな事業を展開している。
社会福祉事業法	昭和２６年に制定された、わが国の社会福祉について規定した法律。（平成１２年、社会福祉法に改名）
社会福祉法	わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。
若年性認知症	６５歳未満で発症した認知症。
重度訪問介護	障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。
住民参加	地域が抱える生活上の課題の解決のために、住民自らが事業運営や計画づくりなどに参画していくこと。
就労継続支援（Ａ型）	障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

（５０音順）

用　語	解　説
就労継続支援（Ｂ型）	障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。
障害支援区分	障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援度合を総合的に示すもので、非該当から区分６までの６段階に認定が区分されます。
障害福祉サービス	障害者総合支援法において、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の諸サービスのこと。
情報弱者	必要な情報の発信、受信が困難な人。
自立支援医療（育成医療）	障害者総合支援法に定められる公費負担医療の一つで、身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、当該障がい児に対して行われる生活能力を得るために必要な医療に係る医療費を支給するもの。
自立支援医療（更生医療）	障害者総合支援法に定められる公費負担医療の一つで、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対して行われる更生のために必要な医療に係る医療費を支給するもの。
自立支援医療 （精神通院医療）	公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。
身体障害者手帳	身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から１級～６級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱又は直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。
生活介護	障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

（５０音順）

用　語	解　説
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を促進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
生活支援体制整備事業	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に実施する事業。（協議体や生活支援コーディネーターを配置）
生活福祉資金貸付制度	低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。
生活保護	資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、１級、２級、３級とされている。
成年後見制度	認知症高齢者・的障害精神などの、判断能力が十分でない人自立して生活きるよう、裁判所選任した人（代理権などの限が与えられ成年後見）、本人の判断能力を補って財産管理や身上監護行 い、本人を保護・支援する制度。
セーフティーネット	生活上の困難や貧困な状況となった時に生活を支える仕組みや制度。第一のセーフティーネットとして社会保険制度が、第二のセーフティーネットとして低所得者対策が、そして生活保護制度は最後（第三）のセーフティーネットとして位置づけられている。
相談支援	障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援するサービス。
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）	介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行うサービス。

（５０音順）

用　語	解　説
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、又は救護施設や矯正施設等に入所している障がいのある人に住居の確保や地域生活移行のための相談、障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行うこと。
地域活動支援センター	障がい者を対象とする通所施設の一つで、地域の実情に応じ創作的な活動や生産活動の機会の提供し、自立した地域生活を支援する場です。
地域ケア会議	介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者などを対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整などを行う会議。
地域支援事業	市町村による介護保険の被保険者への支援事業。市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防することと、要支援・要介護者になった場合でも可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、介護保険に関する費用の一部を用いて行う事業。（地域支援事業の充実を図るため、市町村による新しい地域づくりを通じた生活支援・介護予防サービスの充実・増加を目指すこととされている。）
地域自立支援協議会	地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体。
地域生活支援事業	障がいのある人及び障がいのある子ども等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村等が実施する事業。
地域包括ケアシステム	介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいが連携して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、その人らしく自立した日常生活を営むことを地域全体で支援すること。
地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員が、総合的、包括的な支援・援助にあたる。地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う地域包括ケアシステムの中核機関でもある。
通所介護 （デイサービス）	介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスのこと。

（５０音順）

用　語	解　説
通所リハビリテーション（デイケア）	介護保険法に基づく、病状が安定期にある要介護者について、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスをいう。
ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力により、身体的または精神的な苦痛を受けていること、又はその苦痛・被害を指す。
出前講座	行政職員等が、行政に対する理解を深めてもらうため、地域住民の要望に応じて現地に出向き、地域の意見を聴きながら、行政の施策や事業等の説明や情報の提供を行うこと。
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び金銭管理などを行うもの。
認知症	脳梗塞や脳出血等を原因とする脳血管障害やアルツハイマー病による脳の委縮等により、日常生活に支障をきたすような認知機能障害の症状。
認知症サポーター養成講座	キャラバンメイトと町等が協働で行うもので、地域や職域、学校などで認知症の基礎知識について、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ講座。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。
年齢３区分別人口	年少人口（０～１４歳）、生産年齢人口（１５～６４歳）高齢者人口（65 歳以上）の３区分で分けられる人口のこと。
ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者などの社会的に不利を受けやすい人が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
パートナーシップ	福祉のまちづくりなどの事業において、住民・事業者・行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

（５０音順）

用　語	解　説
バリアフリー	もともとは、障がいのある人や高齢者が生活していく上で、段差など障壁（バリア）となるものを除去するという意味で使われていましたが、物理的な障壁に限らず、障がいのある人等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁を取り除く意味。
ピアサポート	Ｐｅｅｒ　Ｓｕｐｐｏｒｔ（対等な支援）障がいのある人が、当事者主体でお互いに助け合うことにより自立していくことをいう。
ひきこもり （閉じこもり）	一日の生活の行動範囲が、家の中や家の周囲などに限られ、非常に狭くなっている状態。
避難行動要支援者名簿	平成２５年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村に義務付けることが規定された。
貧困の世代間連鎖	貧困家庭で育った子どもが、自ら世帯を持った際に、貧困家庭を形成してしまうこと。貧困家庭の子どもに十分な教育や福祉の支援が行き渡っていないことにより、社会生活の自立を阻み、再び貧困の状態に陥りやすくなる。
福祉教育	教育分野と社会福祉分野が重なり合い、福祉に関する子どもたちの学びの支援から地域住民に対する生涯学習のこと。
福祉避難所	高齢者や障がいのある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた施設。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用の割合。
訪問介護 （ホームヘルプ）	介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受ける者について、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話を行うサービス。
訪問看護	介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。
ボランティア	ボランティア（活動）は個人の自発的な意思に基づく奉仕活動や労働に携わる人のこと。ボランティアは自主的な活動であり活動者個人の自己実現への欲求や社会参加への意欲が充足されるだけでなく、社会貢献、福祉活動等、地域福祉推進にあたって大きな役割をもつ。

（５０音順）

用　語	解　説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の生活把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、高齢者や障がいのある方の相談相手として支援を行い、行政機関や福祉関係機関とのパイプ役として幅広い活動を担う人。
有料老人ホーム	老人福祉法で規定される常時１人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設。介護保険の適用の有無、介護サービスの内容に応じて、「介護付き」「住宅型」「健康型」の３つのタイプがある。
要介護認定者	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。要介護状態には、要介護１から５まで５つの区分が設けられている。要介護認定者は、介護給付サービスの対象になる。
養護老人ホーム	老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。
要支援認定者	日常生活における基本的なについて、継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に支援を要する、又は日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。要支援１から２まで２つの区分が設けられている。
要配慮者（要支援者）	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと。そのうち、災害発生時などに自ら避難することが困難な方で、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を「避難行動要支援者」という。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、Ａ判定が重度、Ｂ判定が中度・軽度となっている。
ワーキングプア	正社員として又は正社員並みに働いても、生活維持が困難、若しくは生活保護水準以下の収入しか得られない就労層のこと。「働く貧困層」「働く貧者」と訳される。
ワンストップ	複数の部署等にまたがっていた手続きを一度にまとめて行えるような環境のこと。

第４期江差町地域福祉計画【平成２９年度～平成３３年度】
発行／平成２９年３月
江差町役場 町民福祉課福祉子育て係
〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1
TEL（0139）52-6720　FAX（0139）52-5666
http://www.hokkaido-esashi.jp/